



❀ 子どもの育ち何でも相談

言葉の遅れやコミュニケーションの心配など、育児の悩みを臨床心理士に相談できます。

とき 12月25日(金) 午前10時30分～正午

ところ 児童センター内

※当日受付

相談員 臨床心理士 松本敬子氏

❀ なかよし広場

● クリスマスグッズを作りましょう

とき 12月10日(木) 午前11時

ところ 児童センター 多目的ホール

対象 就園前の子どもと保護者

持ち物 子ども用のはさみ、クレパスまたはサインペン、のり、セロテープ、新聞紙1枚

※駐車スペースには限りがあります。すので、ご協力をお願いします。

※次回は1月14日(木)です。

★ 来年の干支飾りを作ろう

ミニ色紙に来年の干支(申)の形に切った和紙を貼って作ります。

とき 12月12日(土) 午後2時～3時

ところ 児童センター 工作室

定員 小学生 先着15名

参加費 200円

持ち物 新しい絵の具の筆

講師 寺師孝子氏

受付開始 12月5日(土) 午前10時

★ 体力アップチャレンジ 大なわ跳びに挑戦しよう

とき 12月19日(土) 午後2時～2時30分

ところ 児童センター 屋上広場

※雨天の場合は多目的ホール

定員 小学生 先着10名

参加費 無料

持ち物 運動靴、動きやすい服装、汗拭きタオル

受付開始 12月12日(土) 午前10時

子育て支援事業 子育てほっとサロン

とき 12月8日(火) 午前10時～正午

ところ 公民館2階 和室

内容 読み聞かせ、手遊び、お誕生日会、おしゃべり

今月のテーマ クリスマス会

※申込不要・時間内出入り自由

※子育てほっとサロンをボランティアで企画・運営している子育て支援団体「エンジェルハウス」では、一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ご希望の方は子育て支援課へお問合せください。

問合せ先

役場 子育て支援課
内線167

子育て支援事業 ファミリーサポートセンター 会員を募集します

ファミリー・サポート・センターは「育児の援助を受けたい方(依頼会員)」と「育児の援助を行いたい方(提供会員)」が会員となり、地域で子育てを助け合うための組織です。事務局が

❀ はるっこルーム

親子連れ優先のスペースです。

とき 月～金曜 午前10時～午後3時 ※出入り自由

ところ 児童センター 遊戯室

❀ ちびはるルーム

0歳児専用のスペースです。親子でゆったりと過ごせます。

とき 12月3日(木)・9日(水) 午前10時～午後2時

※出入り自由

ところ 児童センター 集会室

このままの問合せ先
児童センター
(総合福祉センター3階)
☎(441)1781

※小学生未満のお子さんは保護者の方が必ず付き添ってください。

会員間で子どもの一時預かりや送迎などの臨時的な有償支援をする橋渡しを行います。

※基本的に、子どもを預かる場合は、提供会員宅で行います。

依頼会員 子育てのお手伝いをしてほしい方、地域の方をお願いしてみませんか。

対象 生後6カ月から小学6年生までのお子さんがいる町内、あま市内在住・在勤の方

※登録説明会への参加が必要です。

※妊婦の方、または生後6カ月未満のお子さんをお持ちの方
も仮登録可能。事務局へお問い合わせください。

登録説明会日程

	とき	ところ	定員
1	12月9日(水) 午前10時 ～11時45分	あま市 甚目寺 公民館	30名
2	1月19日(火) 午前10時 ～11時45分	大治町 総合福祉 センター 希望の家	

※無料託児あり(4カ月から未就学児まで。要予約。定員あり)

申込方法 3日前までに電話またはメールでお申し込みください。

※件名に「ファミリー・サポート申込み」、本文に「説明会、氏名、電話番号、受講日、託児の有無(有の場合は名前、月年

齢)」を記入してください。

問合せ先

あま市・大治町広域ファミリー・サポート・センター事務局(あま市役所甚目寺庁舎内) ☎(4622)01500

ama-harufamisapo

@clovernet.ne.jp

青少年の非行・被害防止に
取り組む県民運動

非行の芽
はやめに摘もう
みなわが子

未来をつくる青少年が社会における自らの役割や責任を自覚し、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心豊かにたくましく成長していくことは、町民すべての願いです。

皆さんも、よその子にも自分の子にも温かい目を向け、地域の子どもは地域が育てるといふ観点に立つて『声掛け』をしましょう。

青少年健全育成推進協議会

確認じゃ！ 臨時福祉給付金

平成27年度



フクシ
カクニンジャ

「臨時福祉給付金」の申請をお忘れなく

申請の受付期限は平成28年2月17日(水)まで(必着)です。お早めに申請してください。

給付金を受給するためには、申請が必要です。申請書が届いた方で支給対象に該当する方は、申請書に必要事項を記入し必要書類を添付して役場民生課へ申請してください。

支給対象者 原則として、基準日(平成27年1月1日)において本町に住民登録があり、平成27年度住民税が課税されない方が対象です。平成27年1月2日以後に本町へ転入してきた方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。

※ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の受給者となっている場合などは対象外

支給額 支給対象者一人につき6,000円

問合せ先 役場 民生課 内線165・168